

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ガーナ国クマシ市交差点改良に係る情報収集・
確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00087

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年4月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年4月12日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ガーナ国クマシ市交差点改良に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

なお、本件業務は無償資金協力事業候補「クマシ交差点改良計画（仮称）」の形成に向けた案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析するための基礎情報収集・確認調査として実施するものですが、同調査の業務内容は、「第2章特記仕様書案」の「第8条調査の内容」に掲げる（1）～（14）とします（第1期）。他方、本件調査の対象となっている候補事業について、これら会議での協議の結果、我が国政府より、道路・交差点改良分野における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務（上記業務内容の（15）～（32））を追加して発注することを想定しています（第2期）。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、別途、継続契約を締結するものします。ついては、本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期の両方を含みます。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得られなかった場合、若しくは、当機構が第1期の調査の結果から同会議への付議を見送る判断を行った場合は、第2期の調査は実施しません。

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年6月～2024年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (1) 選定手続き窓口
 調達・派遣業務部 契約第一課
 電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
 担当者メールアドレス：Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
 アフリカ部 アフリカ第二課

- (3) 日程
 本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年4月18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年4月25日 12時
3	質問への回答 4月19日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年4月24日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年4月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年5月10日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年5月24日 12時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認
 以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
 (2022年4月)」を参照してください。
 (URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)
- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除
 特定の排除者はありません。
- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp

- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

（2）評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 協力準備調査業務の追加可能性

上記3.（2）のとおり、本件調査の対象となっている候補事業について、日本国政府より、道路・交差点改良分野における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務を発注することを想定しています。

無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、次項「12. 資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

12. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ガーナ国クマシ市交差点改良に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景

西アフリカ成長リングの中心に位置するガーナは、西アフリカ地域の交通・物流の中心地としての地位を確立すべく、国際幹線道路の整備・拡充を進めている。ガーナでは、道路、鉄道、水運、航空の各交通手段の中で、旅客の95%、貨物の90%の輸送を道路交通が担っており（National Transport Policy 2020）、経済成長および人口増加に伴い、輸送量増加に対応するための道路拡張及び延伸の必要性が増している。

ガーナの中期国家開発計画（2022-2025）においては、産業振興のためインフラ整備が重点課題の一つに掲げられており、特に物流において重要である首都アクラからクマシを繋ぐ国道8号線など主要道路のキャパシティ不足、渋滞や混雑、道路の低い品質などを課題とし、道路輸送網の強化、国道網の更なる整備、バス等の公共交通機関の強化、人材面・制度面での強化など多岐にわたる目標を設定している。

本調査が対象とするクマシ市の対象交差点群は西アフリカ成長リング上にあり、かつ西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の重点回廊である「Tema-Ouagadougou回廊（アクラ・クマシ・タマレを通りブルキナファソに繋がる回廊のこと）」の国際幹線道路上に位置するとともに、クマシ市内中心の環状道路とアクラへ繋がる幹線道路が交差する場所に位置している。そのため、首都アクラ及び市内南北各方面からの交通の流入により、恒常的な混雑が発生し、長距離物流のボトルネックとなっている。

加えて、クマシ市の人口は2015年の約300万人から2040年には2.5倍の約780万人まで増加する予測となっており（2018、JICA西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト最終報告書）、人口増加や経済成長に伴う同市の交通量増加は、回廊のボトルネックを助長しており、交差点改良へのガーナ政府からの期待は高い。

JICAは2013年にクマシ都市圏総合開発計画プロジェクトによりマスタープラン（以下「MP」と言う）の作成を支援し対象2交差点の情報も取得したが、クマシ市では人口増加によって交通状況が大きく変化しており、交通量調査や分析を始め今後の案件形成に向けた情報収集が必要となっている。

なお、同 MP は現在もガーナ政府及び他ドナーから参照されており、同 MP で優先事業とされている BRT (Bus Rapid Transit) 計画は世界銀行がクマシ市内での実装を計画している。本調査により交差点改良が推進される場合、世銀の BRT 計画においてもより効果的な実装、相乗効果が期待できる。

また、他の西アフリカ成長リング諸国においてもクマシ市と同様に人口増加・交通問題への懸念増加の傾向がある。今後の案件形成・実施に備えて、他国でも活用可能な本邦技術や迅速施工・工法を検討する必要性が高まっている。

以上の背景から、本調査では、主要な都市間道路も含めたクマシ市内の最新の交通状況、課題の把握及び周辺状況を確認するとともに、他交差点・他国でも適用可能な本邦技術や迅速施工・工法に関する調査を行い、ガーナ政府から協力依頼のあった 2 交差点を含めて新規の無償資金協力の案件形成に向けた情報収集・確認を行うこととする。

第3条 業務の目的

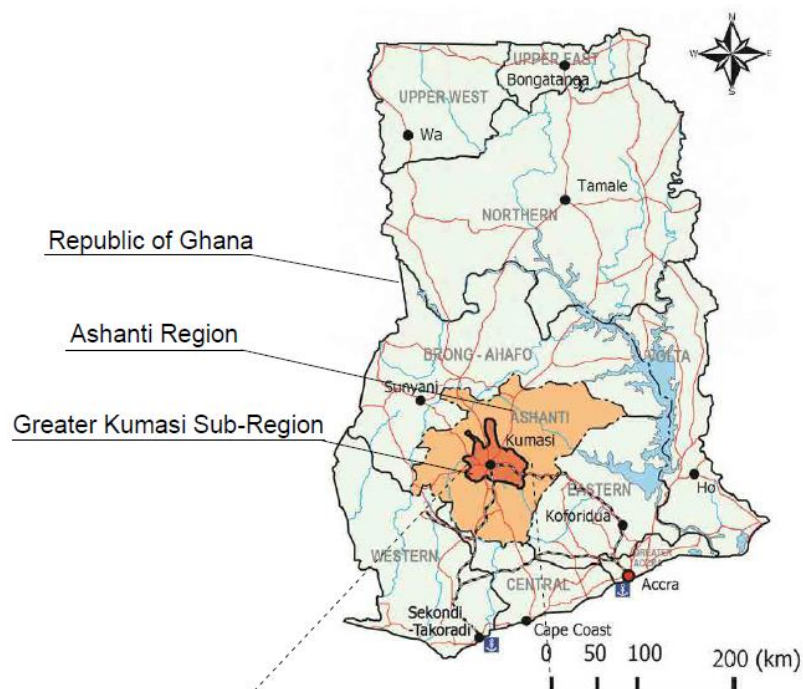
本調査は、主要な国内幹線道路からの交通流入も含めたクマシ市内の交通の状況とその課題を把握し、MP で対象とされ、ガーナ政府から協力依頼のあった 2 交差点 (Anloga Intersection 及び Ahodwo Roundabout。詳細は第 4 条地図参照。) を含むクマシ市内の交差点から、無償資金協力事業として優先順位が高い対象交差点を第 8 条 (7) により 2 か所特定する。対象の 2 交差点については概算事業費の積算および事業効果の確認に必要な基礎情報の収集・分析を行うことを目的とする。

また、同市は西アフリカ成長リングにも資する都市であり、他の西アフリカ成長リング上の交差点においても同様の交通問題があることから、今後他国での交差点改良に活用可能な本邦技術第 8 条や迅速施工・工法の検討を行う事も目的とする。

第4条 調査対象サイト

クマシ市

(参考地図：クマシ市の道路網及び主要交差点の位置図)



ガーナ国地図及びクマシ市図（出展：MP）



クマシ市中心部（出展：© [OpenStreetMap](https://www.openstreetmap.org/) contributors）

第5条 相手国主管官庁・機関

ガーナ共和国 都市道路公社（Department of Urban Roads）

第6条 調査の範囲

本調査は、「第3条 調査の目的」を達成するため、「第7条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第8条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第9条 成果品等」に示す報告書等を作成する。

第7条 実施方針及び留意事項

（1）実施方針

本調査は、クマシ市における運輸・物流セクターの現状と課題を整理するとともに、対象の2交差点の整備に必要な交通量調査、概略設計・概算事業費の算出および事業効果確認のための情報収集を行う。また同調査において検討される、今後他国で流用可能な迅速施工・本邦技術の活用についても調査を行う。

調査の流れとしては、まず、道路・交差点に係る既存情報の収集を行い、先行調査結果等を通じて無償資金協力の案件形成に必要な情報を整理し、次に交通量調査等を通して対象交差点の周辺状況に関する情報を更新及び整理する。特に、早期に無償資金協力案件の形成のための情報収集が必要となるところ、前半に確度の高い1交差点につ

いての概算事業費の算出等を行い、インテリム・レポートで報告する。その後、整理した情報をもとに、他の対象交差点の事業概要を検討するための概略的な設計及び調達事情を踏まえた概算事業費の算出を行う。

並行して、クマシ市の道路及び交差点分野におけるその他の無償資金協力の可能性、本調査にて特定した迅速施工・工法、本邦技術の他国での活用可能性についても検討する。

(2) 無償資金協力の必要性和妥当性の検討

本調査の具体的なアウトプットとして、主に無償資金協力案件の形成を目指しているが、実現化にあたり同無償資金協力案の同国もしくは同市における特定した対象交差点の交差点改良による経済裨益を明確にする。また、同市は西アフリカ成長リングにおける交通の要所であることから、同案を実施することによる交通問題解決が他国への物流・経済効果へどのような相乗効果を及ぼすか具体的に調査・提案する。

また、無償資金協力案件の検討にあたり、適切な定量的効果指標の選択等、事業効果の明確化や概算事業費の精度が求められることを念頭に置いて調査・提案を行う。本調査結果を踏まえて、無償資金協力案件の事業化にあたっては別途協力準備調査等を実施する予定。

(3) 調査計画検討上の留意事項

現地調査2回として、インセプション・レポート協議、交通量調査、調達事情調査、各種情報収集、現地調査結果の概要説明を想定している。また、現地調査の中間及び帰国後に発注者アフリカ部、社会基盤部、ガーナ事務所と案件形成に向けた方向性に係る協議を予定しており、インテリム・レポートの作成とその後の進め方の協議、第2回現地調査後、その結果をドラフト・ファイナル・レポートに反映させること。

(4) 現地再委託に係る留意事項

本調査では現地再委託にて交通量調査、地質調査及び現地測量の実施を想定している。これらの再委託を想定する場合は、第1章7. 「(6) 見積書」の3)により定額を計上すること。なお、ローカルコンサルタントに再委託する場合でも、適正な質の確保は必要である。

(5) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行をふまえた留意事項

ガーナへの渡航に先立ち、渡航予定日の前月中旬までに渡航計画を発注者アフリカ部へ提出する必要がある。入国に際しては、ワクチン接種証明書の提示もしくはPCRの陰性証明を提示することがガーナ政府から求められることが想定されるが、同感染症の状況により政府対応方針が変わる事が予想されるため、随時最新の情報収集を行い、必要な資料準備・検査等の対応を行うこと。

(6) 関係者との連絡・確認における留意事項

本調査の実施に当たっては、発注者アフリカ部、社会基盤部、ガーナ事務所、並びにガーナ側関係機関との連絡を随時行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。また、本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、発注者アフリカ部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。さらに、各段階のレポート提出時、その他ガーナ関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

第8条 調査の内容

コンサルタントは、以下を実施するための具体的手法をプロポーザルで提案すること。その際、MP や既存調査等を活用し、必要と考えられる調査について可能な限り効率的かつ経済的に調査を実施する方法を提案すること。

（1）インセプション・レポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1）関連資料及び情報の収集・整理・分析

先方政府、周辺国政府、発注者や他ドナー機関等が実施した調査資料や関連の資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。

2）調査の基本方針の策定

上記1）の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定に当たっては作業の効率性及び新規無償資金協力の案件形成スケジュールを考慮し、発注者アフリカ部と十分に協議を行うこととする。

3）先方関係機関への質問票作成

現地収集する必要がある関連資料、情報、データ、維持管理体制や実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票として取りまとめる。この際、既存資料、情報、データとの重複がないか、十分に確認すること。

4）インセプション・レポートの作成

上記1）～3）の内容及びファイナル・レポートの目次案等で構成される業務計画書（和文）及びインセプション・レポート（案）を作成する。発注者アフリカ部及び関係部署（社会基盤部及びガーナ事務所）と会議（オンラインも可）を開催し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポート（案）を最終化し、発注者アフリカ部の了承を得る。

5）インセプション・レポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インセプション・レポートを配布し、既存資料等の分析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

（2）既往調査の現地でのレビュー

MP、先方政府資料および交通分野の既往調査文献をレビューし、調査時点での交通の現状と課題及び抽出された優先事業を確認するとともに、現地調査において、それら事業の進捗状況を確認する。また先方政府及び他のドナーで現在実施中の事業について現地で状況を確認し、本調査及び無償資金協力案への影響を確認する。

(3) 社会経済指標、開発政策に係る情報の収集

インセプション・レポート及び質問票に基づき、ガーナの社会経済指標、開発政策に係る必要な情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。

- 1) クマシ市の社会経済の状況：マクロ経済指標、人口動態と経済・産業構造、コートジボワール・ブルキナファソ等からの取扱物流量（輸出入品目別貿易額等）の推移、港湾開発の状況、主要産業、外国投資、自動車登録台数、自動車貨物輸送量の推移、交通事故統計、社会施設の分布状況把握を含む。マクロ経済指標については、走行時間・経費の節減の効果を把握すべく燃料類の税抜き価格、労働賃金水準、主要地点間の貨物輸送費の把握を行うことを想定する。文教施設や医療福祉施設、産業拠点その他の社会施設の分布状況は、橋梁整備等の道路のボトルネック対策が社会的にどのような意義を有するかを確認する観点で行う。
- 2) 運輸・物流セクターの概況：国家開発計画及び都市計画等における運輸・物流セクターの位置づけ、内容及び計画実施状況の確認、運輸交通行政、組織・法制度、運輸交通インフラ（道路、鉄道、船舶、航空、交通管理等）の状況の把握を含む
- 3) 将来の物流に照らした各物流モード（道路、鉄道、船舶、航空など）の位置付け
- 4) ガーナ政府による物流網整備計画の現状と課題
- 5) 他ドナー（アフリカ開発銀行、世界銀行、中国等）による運輸・物流及び道路セクターの支援状況（計画及び実施中事業の進捗）
- 6) 西アフリカ成長リングに資する主要物流の現状と課題

(4) クマシ市の自然環境

クマシ市の自然環境：地質調査、地形調査、気候、気温及び降雨量の経年変化、自然災害の履歴の把握を含む。また、地質調査については、現地再委託を可とし、その経費は定額計上とする。

(5) クマシ市の社会環境（ドローン・衛星画像等を活用した市街地および道路の状況の把握）

精緻化・効率化・迅速化を目的とし、ドローンや衛星画像を活用した市街地や道路状況の把握、該当交差点周辺の社会環境分析を行う。調査の手法については、プロポーザルにて提案を行う。

(6) クマシ市の交通・交差点開発の現状把握

インセプション・レポート及び質問票に基づき、クマシ市の道路セクターに係る必要な情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。

1) 交通量調査の実施

交通の現況把握、過去の既往調査文献との比較で交通量の伸び率の推計、優先事業の事業効果推定の基礎データとするため、以下に想定する交通量調査等を現地再委託または現地庸人による直営にて行う。予定する調査方法をプロポーザルにて提案するとともに、その経費は外見積として提出する。

① 断面交通量調査

市内の主要道路および優先事業候補箇所の近傍の概ね15地点（左記以上を目安とし、情報収集に適切な件数）で16時間の時間別、車種別交通量の計測を平日および週末の各一日、計二日間行う。

② 旅行速度調査

市内の主要道路および優先事業候補箇所の旅行速度調査を行う。GPS搭載のプロブ車両にて計測することを想定している。

③ 路側OD調査

クマシ市と主要都市および国境通関施設を連絡する幹線道路の複数地点（5か所以上、情報収集に適切な件数）にて、適切なサンプル率で路側ODインタビュー調査を行い、クマシ市を中心とする広域の自動車交通の起終点および貨物の積載状況、旅客輸送の状況を把握する基礎資料とする。なお、調査に当たっては実施機関を通じて、交通警察の協力を得て、安全な調査の実施に努めることとする。

④ 車両乗車人員調査

市内の主要道路3地点以上にて、適切なサンプル率で車種別の乗車人員数調査を行い、事業効果把握の基礎資料とする。

2) 調達事情、建設資機材および労務費用の把握

後述する優先区間の整備の概略費用を把握するための基礎資料として、ヒアリングおよび既往資料を通じて、建設資機材とその調達事情と費用、建設労働者の労務費用、現地サブコントラクターの状況について調査する。

(7) クマシ市内および都市間交通の課題と優先整備交差点の抽出

上記(2)～(6)を踏まえ、また、必要に応じて現地踏査を行い、クマシ市の社会状況、都市構造を踏まえた道路および交通の課題を把握し、早期整備交差点を4か所抽出する。更に、発注者と協議の上で、早期整備交差点のうち、無償資金協力事業のス

キームに適う整備の緊急性が高い対象の2交差点を抽出する。早期整備交差点および対象交差点の抽出の基本的考え方はプロポーザルにて提案をする。

(8) 優先整備交差点の状況把握と概略的な設計

優先整備交差点についてヒアリング、現地踏査および平板測量またはドローン測量を行い、状況を把握するとともに、交差点およびアプローチ道路の概略的な設計（協力準備調査の概略設計より粗い精度の設計で可）および概算事業費の算出を行う。現地での測量については、現地再委託を可とし、その費用を定額計上を含める。なお、無償資金協力の案件形成スケジュールの関係上、最優先となる1交差点についての積算を優先的に前半に行い、後半に他方の交差点の積算を実施する。最優先となる交差点の概略的な設計と概算事業費については、第9条報告書（1）3）に記載のインテリム・レポート（ITR）に含めるものとする。特に、概算事業費については無償資金協力案件形成の参考とするため、最も安価な案、中規模程度の案、フルスペックの場合の案といくつかのバリエーションで検討、報告を行うものとする。

併せて、用地取得や地形・地質等の優先整備区間の建設上の課題についても整理を行う。

(9) 優先整備交差点の事業効果の推計

優先整備交差点の改良による交通の転換を簡易な手法で推計し、交通の円滑化（渋滞の軽減、移動時間または距離の節減、大型車両の通行確保等）および安全性・信頼性の向上（降雨時の車両通行確保、交通事故の減少）、病院や教育施設等へのアクセスの改善、生活環境改善等の効果について定量的（できれば金銭価値換算、経済裨益換算）および定性的な評価を行う。また優先整備交差点がクマシ市の都市課題の改善および西アフリカ成長リングに資する広域的な物流や都市のコネクティビティの改善に及ぼす効果についての推察、及び優先整備交差点の改良を無償資金協力事業として実施する意義について検討する。これら事業効果の推計手法についてプロポーザルにて提案を行う。

(10) 西アフリカ諸国において活用可能な本邦技術・迅速施工・工法の確認、検討

クマシ市は西アフリカ成長リングにも資する都市であり、また他の西アフリカ成長リング上の交差点においても人口増加などに伴い同市と同様の交通問題があることから、今後他国での交差点改良案件形成に備え、活用可能な本邦技術や迅速施工・工法の検討を行う。特に、本調査結果を元に他国での案件検討時の調査負荷を減らし、迅速にかつ安価に交差点改良を実施できることを目的として検討を行う。国ごとの法令、交差点事情、道路関連セクターに係る制度の違い等について留意し、調査方法についてはプロポーザルにて提案を行う。

(11) 現地調査結果概要の作成とガーナ政府への調査結果案の報告

現地調査結果の要点を英文プレゼンテーション資料にとりまとめ、ガーナ側に説明を行い、先方政府の意向や関連計画等を確認する。

ガーナ側への現地調査結果の報告にあたり、事前に発注者アフリカ部、関係部との協議と説明内容の確認を行う。

(12) インタリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートの作成

インタリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料（和・英）を含む）案を作成し、JICAに提出する。

(13) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する発注者からのコメントを精査の上、必要な箇所については修正し、ファイナル・レポート（プレゼンテーション資料（和・英）を含む）として取りまとめる。

(14) 環境社会配慮に係る概略調査

環境社会配慮に係る概略調査として、以下の項目についてガーナ国の現在の状況を収集する。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する概略調査を行う。）
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- 3) 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

【追加発注業務】 以下の(15)から(32)の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第2期契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

(15) 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後30日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICAが開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICAの確認を得る

(16) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2019年10月）に準拠して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、設計精度については入札に対応できる精度を確保する。積算に当たっては、契約締結後速やかにJICAより積算ブリーフィング（無償資金協力の設計・積算に係るブリーフィング）を実施する。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁及び取付道路部の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。架橋位置に関しては、自然条件調査や用地所有状況、迂回路の確保、その他社会調査結果等を基に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。また橋梁の形式に関しては、施工及び維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。併せて取付道路部の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行の確保と交通安全に配慮した施工・仮設計画、一般交通の迂回路、切り廻しの計画

なお、施工計画の検討にあたっては、本邦技術活用に係る観点をもふまえ、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

5) 施工監理計画

概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を記載する。

(17) 相手国側負担事項（免税手続き等）の確認

相手国負担事項（便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A締結、A/P発給、事業完了後の維持管理・運営等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁と対応機関を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算とともに事業実施時の相手国政府負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(18) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(19) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、先方関係機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント、現地コントラクター等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。調査の結果、資機材調達にリスクがある事が判明した場合は、そのリスクを報告書に記載し、本体事業実施段階で特定資材のモニタリング対象とすることを検討する。

サブコントラクター（以下、サブコン）の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(20) 事業の概略事業費（協力対象事業の概略事業費を含む）の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「補完編（土木分野）」（2019年10月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

a. 準拠ガイドライン積算にあたっては、上記マニュアルの「補完編（土木分野）」（2019年10月）を参照する。

b. 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(21) 道路・交差点設計

前述（6）交通量調査・交通需要予測の結果および情報収集調査の結果を踏まえ、優先交差点の車線構成と交差点構造の代替案を複数提案した上で比較検討を行い、最善案を提示するものとする。交差点設計にあたっては、交差点に流入・流出する交通流動を特定し、各代替案のサービス水準（交差点飽和度等）を算出する。各代替案については、概算事業費、サービス水準、施工性、維持管理性、環境社会配慮の影響等を整理し、比較検討を行い総合的に優れた案を選定する。

(22) 詳細設計及び協力対象事業実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(23) 治安に関する安全対策

本事業サイトについては外務省海外安全情報がレベル1の地域に該当するものの、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項につ

いて機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分発注者と協議する。また、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

（24）環境社会配慮

（重要な環境社会項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成、大規模ではないが住民移転や用地取得が生じる場合は簡易住民移転計画案の作成）

本事業は、JICA 環境ガイドラインに掲げる道路、鉄道、橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリ B に分類される。

については、ガーナにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

また、本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（仮設道路・仮橋・橋梁本体の建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）の影響が想定される。

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）に基づく。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの＜参考資料＞環境チェックリスト案を作成する。

1) 環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定する）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案（プロジェクトを実施しない案を含む）の比較検討

- ⑥ 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- ⑩ プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

2) 簡易住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案（英語）に含まれるべき内容は、以下1)～13)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づく。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離の有無。乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な手続きと責任機関を検討する。
- ⑤ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑥ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑦ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑧ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑨ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑩ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑪ 費用と財源
- ⑫ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑬ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステーク

ホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ① 本プロジェクトの効果発現における、上述のジェンダー等の視点を考慮した歩道や街路灯等の施設整備について、ガーナの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ② 他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。
- ③ 本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダーバランス確保等が想定され、積極的にガーナ及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

(25) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスク管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(26) 事業の評価

事業の評価を DAC 評価 6 基準に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標としては、i) 平均日交通量、ii) 旅客量、iii) 貨物量、iv) 所要時間の短縮、v) 所要時間の短縮の便益（金銭換算）、を想定しているが、情報収集調査の結果、進捗を踏まえて調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて発注者と協議して決定する。また、交通安全に係る成果指標の定量化の可能性の検討も行う。これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書に記載する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

(27) 内部照査の実施

準備実施報告書（案）に関して、内部照査を実施する。

(28) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(29) 事業概要の本邦企業への説明会実施

JICA は、現地調査（概要説明）前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（海外建設業協会（OCAJI）等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する企業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(30) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をガーナ側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における運営・維持管理体制の確立や環境社会配慮、先方（相手国）負担事項、ガーナ側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(31) 準備調査報告書等の作成

ガーナ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の報告書等を作成する。

- a. 概略事業費（無償）積算内訳書
- b. 準備調査報告書
- c. Project Monitoring Report の初版
- d. 免税情報シート
- e. 案件別安全対策検討シート（案）
- f. 照査チェックリスト

(32) 無償資金協力関連会議資料の準備及び出席

特に以下の段階においては、発注者が開催する会議において、関係者と内容を確認・協議するため、必要書類等の準備を遅滞なく行い、会議に出席するとともに、計画内容について発注者の確認を得る。設計・積算方針会議、JICA 内設計・積算方針会議、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。

- a. 設計・積算方針会議、JICA 内設計・積算方針会議 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。

- b. 概略設計協議（DOD）派遣前計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容等を確認する。
- c. 概略設計協議（DOD）帰国時 現地調査における先方関係者との「準備調査報告書（案）」に係る協議内容を確認する。

第9条 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。本業務の成果品は「ファイナル・レポート」とする。

追加業務を発注する場合、6）～11）の報告書を追加する。その際の最終成果品は6）から11）とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

（1） 報告書等

1） 業務計画書

- ・ 提出時期：業務締結から 10 営業日以内
- ・ 部数等：和文電子データ（PDF、MSWord 形式）

2） インセプション・レポート（IC/R）

- ・ 提出時期：調査開始後 2 週間以内
- ・ 部数等：英文電子データ（PDF、MSWord 形式）

3） インテリム・レポート（ITR）

- ・ 提出時期：2023 年 10 月上旬
- ・ 部数等：和文電子データ（PDF、MSWord 形式）

4） ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）

- ・ 提出時期：2024 年 1 月中旬
- ・ 部数等：和文電子データ（PDF、MSWord 形式）、（プレゼンテーション資料は和・英文を含み、PDF、MSWord または Power Point 形式）

5） ファイナル・レポート（F/R）

- ・ 提出時期：2024 年 2 月 29 日
- ・ 部数等：和文 2 部（製本）・英文（冒頭要約と、第 8 条(8)～(11)とその他軽微な内容のみに限定したもの。）2 部（電子データでの提出可。）、CD-R1 部（PDF、MSWord 形式）（プレゼンテーション資料は和・英文を含み、PDF、MSWord または Power Point 形式）

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 5～10 ページ程度で取りまとめ、報告書の最初の部分に入れる。

6） 報告書作成にあたり作成したデータ等

注 1） 上記の各調査報告書は、ガーナ側協力機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し承諾を得ること。また、各報告書の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づく

ものとする。

注2) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

注3) 報告書には収集資料一式（面談・議事録、画像集等含む）を別添または別冊として含めること。

7) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部

8) 準備調査報告書 : 和文（製本版）10 部及び CD-R 2 枚
: 英文（製本版）10 部及び CD-R 2 枚
: 和文（先行公開版）8 部及び CD-R2 枚

9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

10) Project Monitoring Report の初版 : 英文 CD-R 1 枚

11) 免税情報シート ※JICA ガーナ事務所にも提出すること

(2) その他

1) 上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各種報告書の和文要約等、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

別紙 : 報告書目次案

(別紙)

報告書目次

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 調査の概要
 - 1-1 調査の背景・概要
 - 1-2 調査団の構成と調査行程
2. 既存の開発計画における関連情報の収集と整理
 - 2-1 国家計画および関連計画
 - 2-2 クマシ市の道路セクターの開発計画
 - 2-3 関連実施中/計画中の事業（他ドナーの支援状況、他）
 - 2-4 調査の基本方針の策定
 - 2-5 先方関係機関への質問票
 - 2-6 インセプション・レポート
 - 2-7 インセプション・レポート協議結果
3. 既往調査のレビュー
 - 3-1 クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト（MP）等のレビュー
 - 3-2 事業の進捗状況
4. 社会経済指標、開発政策に係る情報の収集
 - 4-1 クマシ市の社会経済状況
 - 4-2 運輸・物流セクターの概況
 - 4-3 将来の物流に照らした各物流モードの位置づけ
 - 4-4 ガーナ政府による物流網整備計画の現状と課題
 - 4-5 他ドナーによる運輸・物流及び道路セクターの支援状況
5. クマシ市の自然環境
 - 5-1 クマシ市の自然環境
6. クマシ市の社会環境
 - 6-1 衛星画像を活用したクマシ市の市街地変遷、土地利用状況、および道路の状況の把握
 - 6-2 クマシ市の豪雨時の状況把握、確認
7. クマシ市の交通・交差点の現状の把握
 - 7-1 交通量調査等の実施（断面交通量調査、旅行速度調査、路側 OD 調査、車両乗車人員調査）
8. クマシ市内および都市間交通の課題と優先整備交差点の抽出
 - 8-1 社会状況、都市構造を踏まえた道路および交通課題
 - 8-2 整備すべき交差点の提案
 - 8-3 優先整備交差点の概略設計、事業効果の推計
 - 8-4 調達事情、建設資機材および労務費用の把握
 - 8-5 実施に向けた課題・提言

9. 優先整備交差点の事業効果の推計

9-1 優先整備交差点による交通の転換に関する定量的・定性的評価

9-2 事業効果の推計

10. 西アフリカ諸国において活用可能な本邦技術・迅速施工・工法の確認、検討

10-1 活用可能な本邦技術、迅速施工・工法

10-2 他国にて同類の交差点改良事業への課題・提言

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	効率的な調査・提案のための具体的な調査手法の提案	第8条 調査の内容(5)
2	想定する交通量調査の手法	第8条 調査の内容(6)
3	想定する早期整備交差点及び対象交差点の選定方法	第8条 調査の内容(7)
4	事業効果の推計手法	第8条 調査の内容(9)
5	西アフリカ成長リングにおける他国での交差点改良無償案件実施時に流用可能な本邦技術、迅速施工・工法のための調査手法の提案	第8条 調査の内容(10)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市交通、交差点改良に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

第1章3. 及び11.ならびに第2章第8条(15)から(32)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。このため、「業務実施の基本方針」においては、上記追加調査業務が発注された場合の「基本的な留意事項」について、記述してください。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／道路計画(2号)

➤ 道路構造物設計(3号)

- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 4.4 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路計画）】

- ① 類似業務経験の分野：都市交通・道路計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ガーナ国及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：道路構造物設計】

- ① 類似業務経験の分野：道路構造物設計に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ガーナ国及びアフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年6月下旬より業務を開始し、2023年10月までにインテリム・レポートを作成、提出、その後2024年2月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.8人月（現地：7.7人月、国内：7.1人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／道路計画（2号）
- ② 道路構造物設計（3号）
- ③ 交通需要予測／経済評価
- ④ 自然条件調査
- ⑤ 交差点設計
- ⑥ 施工計画／積算
- ⑦ 環境社会配慮

3) 渡航回数 の目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

第1章3. 及び11.ならびに第2章第8条(15)から(32)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途と業務従事者構成案は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。

1) 追加業務量の目途

約13.00人月(現地6.00人月、国内7.00人月)

2) 追加の業務従事者構成案

- ① 業務主任／道路・橋梁計画(2号)
- ② 橋梁設計(3号)
- ③ 道路設計/交差点設計(3号)
- ④ 交通量調査/需要予測
- ⑤ 調達事情/施工計画/積算
- ⑥ 自然条件調査/支障物件調査
- ⑦ 環境社会配慮/社会状況調査
- ⑧ 設計照査

本業務は2024年11月の閣議請議を目指して実施されるため、限られた期間内で迅速かつ正確な業務を遂行することが求められます。このため、調達計画/積算団員については、2名配置することを認めます。

(3) 現地再委託

- 以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。特記仕様書第8条第4項に記載の地質調査
- 特記仕様書第8条第6項に記載の交通量調査
- 特記仕様書第8条第8項に記載の現地測量

(4) 公開資料

- [クマシ都市圏総合開発計画プロジェクト報告書](#)
- [西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(6) 安全管理

- 1) クマシ市内における宿泊場所は、JICAの定める安全対策措置にて指定された範囲内の宿泊施設とし、事務所スペースはJICAガーナ事務所と協議の上、必要な安全対策措置の施されている事務所スペースを確保すること。
- 2) JICAガーナ事務所が提供する安全管理情報を確認のうえ安全に配慮し、業務を実施すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

プロポーザル提出時点の見積もりでは、第1章3. 及び11. ならびに第2章第8条（15）から（32）に記載した追加業務分は含めないでください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

67,282,000円(税抜)

なお、定額計上分 6,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通量調査	(第3章2.(3))	2,000,000円		再委託
2	地質調査	(第3章2.(3))	2,000,000円		再委託
3	現地測量	(第3章2.(3))	2,000,000円		再委託

- (5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒アクラ（エミレーツ航空）

東京⇒アディスアベバ⇒アクラ（エチオピア航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/道路計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>道路構造物設計</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	